

令和3年2月

京都地方税機構議会定例会会議録

令和3年2月 京都地方税機構議会定例会会議録目次

会期1日間（令和3年2月3日）

1	出席議員氏名	3
1	欠席議員氏名	4
1	議事日程（第1号）	4
○	中村副議長開会宣告	4
1	議員異動報告	4
1	議席の指定	5
1	会議録署名議員の指名	5
1	会期決定の件	5
1	第1号議案から第3号議案	5
○	山崎広域連合長の提案理由説明	5
1	一般質問	
○	光永敦彦議員の質問並びに山崎広域連合長及び後安事務局長の答弁	6
1	第1号議案から第3号議案（質疑・討論・採決）	
○	山田千枝子議員の質疑及び後安事務局長の答弁	13
○	山崎匡議員の討論	15
○	山内実貴子議員の討論	17
1	第1号議案から第3号議案、可決	17
○	中村副議長閉会宣告	18

○ 上 程 議 案

議案番号	件 名	議決結果
第1号	令和3年度京都地方税機構一般会計予算	原案可決
第2号	令和2年度京都地方税機構一般会計補正予算（第1号）	原案可決
第3号	京都地方税機構職員定数条例一部改正の件	原案可決

令和3年2月京都地方税機構議会定例会会議録第1号

令和3年2月3日（水）午後2時00分開会

○出席議員（30名）

荒	卷	隆	三	君
兔	本	和	久	君
光	永	敦	彦	君
平	井	斉	己	君
諸	岡	美	津	君
尾	嶋	厚	美	君
伊	藤	清	美	君
森		義	美	君
山	崎		匡	君
中	村	麻	伊子	君
河	原	末	彦	君
小松	原	一	哉	君
山	田	千	枝子	君
宮	小路	康	文	君
横須	賀	生	也	君
菊	川	和	滋	君
平	井	邦	生	君
谷	尻	宣	雄	君
福	井	平	和	君
山	中	一	成	君
樋	口	房	次	君
中	坊		陽	君
山	内	実	貴子	君
松	本	俊	清	君
井	上	武	津男	君
塩	井	幹	雄	君
德	谷	契	次	君
篠	塚	信	太郎	君
上	辻		亨	君
多	田	正	成	君

○欠席議員（1名）

秋 田 公 司 君

○議会事務局

議会事務局長

須 堯 裕 子

○地方自治法第121条の規定による出席要求理事者

広域連合長

山 崎 善 也

副広域連合長

奥 田 敏 晴

副広域連合長

山 添 藤 真

副広域連合長

古 川 博 規

事務局長

後 安 剛 児

事務局次長兼総務課長兼会計管理者

東 ひろみ

事務局業務課長

窪 喜 健 二

事務局法人税務課長

吉 村 安 代

議事日程（第1号）令和3年2月3日(水)午後2時00分開会

- 第1 諸報告
- 第2 議席指定の件
- 第3 会議録署名議員指名の件
- 第4 会期決定の件
- 第5 第1号議案から第3号議案まで（広域連合長説明）
- 第6 一般質問
- 第7 第1号議案から第3号議案まで（質疑・討論・採決）

以 上

○副議長（中村麻伊子君） これより令和3年2月京都地方税機構議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程に入ります。日程第1「諸報告」。

まず、議員の異動報告を行います。藤本英樹君、松本俊清君の議員の任期満了に伴い、笠

置町議会から松本俊清君が引き続き選出されましたので、御報告いたします。新たに選出議員として宇治田原町議会から山内実貴子君が選出されましたので、御報告いたします。また、山本治兵衛君、荒木敏文君、齊藤一義君、渋谷進君、濱野茂樹君から一身上の都合により、機構議会議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、これを許可いたしました。これに伴い、舞鶴市議会から伊藤清美君、綾部市議会から森義美君、大山崎町議会から山中一成君、伊根町議会から上辻亨君が新たに選出されましたので、御報告いたします。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告6件及び定期監査結果報告が提出され、定期監査結果報告については、先に送付しておきましたのでお調べをお願いします。

また、例月出納検査の結果報告は、本日その写しをお手元に配付しておきましたので、御覧をお願いします。

最後に、出席要求理事者の報告であります。当局へ要求し、その写しをお手元に配付しておきましたので、御覧をお願いします。

本議会におきましては、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、理事者を限定して要求しておりますので、御了承願います。

○副議長（中村麻伊子君） 次に、日程第2「議席指定の件」を議題といたします。

今回選出されました伊藤清美君ほか5名の議員の議席を、会議規則第4条第2項の規定により、お手元に配付の議席表のとおり指定いたします。

○副議長（中村麻伊子君） 次に、日程第3「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第100条の規定により、私から、河原末彦君及び中坊陽君を指名いたします。以上の御両君にお差し支えのある場合には、次の号数の議席の方をお願いいたします。

○副議長（中村麻伊子君） 次に、日程第4「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○副議長（中村麻伊子君） 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

○副議長（中村麻伊子君） 次に、日程第5「第1号議案から第3号議案」までの3件を一括議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。山崎広域連合長。

〔広域連合長山崎善也君登壇〕

○広域連合長（山崎善也君） 本日ここに、令和3年2月京都地方税機構議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様におかれましては、御多忙の中、御出席いただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、新規感染者は減少傾向にあるものの、医療提

供体制の逼迫状況が続いているとの判断で、昨日、緊急事態宣言が1か月延長されることが決定されたところであります。各構成団体におかれましても、その対応に御尽力されているところでありますが、当機構としましては、引き続き、各所属での感染防止対策を適切に行うなど、しっかりと行政運営を行ってまいります。

各議案につきまして、一括して順次御説明申し上げます。

まず、第1号議案「令和3年度京都地方税機構一般会計予算」につきまして、御説明申し上げます。

本予算案につきましては、滞納整理業務及び法人関係税課税事務、自動車関係税申告書等受付事務、償却資産に係る固定資産税課税事務の業務執行に要する経費並びに課税事務共同化の推進に要する経費を計上しております。

来年度は、歳入歳出予算総額は23億762万円となっております。歳入は、各構成団体からの負担金収入等でございます。

歳出の主なものは、各構成団体からの派遣職員の人件費負担金に15億5,250万円、業務運営費に7億5,512万円を計上しております。

次に、第2号議案「令和2年度京都地方税機構一般会計補正予算（第1号）」につきまして、御説明申し上げます。

補正予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億2,469万円を増額し、予算総額25億9,948万円とするものでございます。

今回の補正は、各構成団体からの派遣職員の人件費や業務運営費等につきまして、ほぼ最終的な見通しを得ましたので、年度末までの予算執行上必要なものを増額するものでございます。

次に、第3号議案「京都地方税機構職員定数条例一部改正の件」につきまして、御説明申し上げます。

本議案は、構成団体一団体からの国民健康保険料の滞納整理事務の移管に伴う職員定数の増加について、所要の改正を行うものでございます。

以上のとおり提案いたしますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○副議長（中村麻伊子君） 次に、日程第6「一般質問」を行います。

通告により、光永敦彦君に発言を許します。光永敦彦君。

〔光永敦彦君登壇〕

○光永敦彦君 京都府議会選出の光永敦彦です。通告に基づき連合長に質問を行います。

初めに、コロナ禍による緊急事態宣言が発出をされ、それに基づく措置が行われており、

税務行政全般についても、本議会の開催についても大変困難な中、御努力をいただいている職員の皆さんに敬意を申し上げます。京都府域も緊急事態宣言が延長されるということとなりまして、コロナ禍の影響は今後も一層続く可能性があり、引き続き、府民の皆さんに寄り添った対応を心よりお願いをいたすものであります。

さて、昨年8月定例議会で、コロナ禍の中での地方税機構の在り方について何点か質問をさせていただきました。その後、新型コロナをめぐる事態は一層厳しくなり、京都府域でも市町村でも感染拡大防止や補正予算、当初予算の対応を含めた暮らしと経済、雇用を守ることなど、不眠不休の取組が現在行われる中、また来年度当初予算案や定数増条例改正案が示されており、地方税機構が一体どういった役割をこの局面で果たしていくのか、いよいよ問われる時に来ていると考えます。以上の観点から数点伺いたいと思います。

第一に、来年度の基本方針についてであります。来年度も府民生活への深刻な影響や納税に関わる影響とそれへの対応など、一定長期的にどのように対応していくのか、従来の年とは違う税機構としての取組が求められていると考えます。その点での連合長の認識と基本方針の在り方について、特別の見直しも含めた検討が必要と考えています。その点、いかがでしょうか。

第2に、コロナ禍における徴収業務についてです。公開されている徴収業務の取組状況では、最新は令和2年9月末となっていますが、そこでは地方税機構への移管額の現年課税分が36億9千8百万円と前年同月時点と比べると17億4千3百万円減少している一方、滞納繰越は81億8千9百万円と13億5千4百万円増加し、また滞納処分件数は2,578件、昨年同月時点比で1,313件減少しており、中でも預貯金の差押えが880件減少をしております。さらに滞納繰越収納額は収納率もほぼ変わらず例年どおりとなっており、収納額はわずかではあるものの金額で増加をするということになっています。それぞれの理由についてどのように把握をされておられますか。具体的に説明をいただきたいと思います。

第3に、税機構の市町村との連携についてです。昨年、コロナ禍で緊急事態宣言が発出された時は、現年課税の移管については催告も含めて宣言中は中止していたとお聞きをいたしました。また、コロナ禍に対する猶予措置として換価の猶予や納税猶予に加え、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う納税猶予の特例が設けられ、ほとんどの地方税に適用されています。これにより税機構にとっても、先ほど紹介いたしました現年課税移管の減少等、その影響が表れていると考えます。

しかし、納税猶予特例を申請したとしても、適用外とされたものが部分的にあった場合や固定資産税、都市計画税や国保料のように減免があったとしても、例えば国保料が減免対象等とならなかった場合、他の税目が徴収猶予となっている場合に、構成団体が分割納付での対応でなく、税機構に移管された際、その理由について税機構としても生活全体を把握するために構成団体と情報共有し、より丁寧な対応をすることが必要と考えています。

そこで、コロナ禍での特別の業務の仕組みがどうなっていますか、そして実際の対応はどうでしょうか、お答えください。

加えて、コロナの納税猶予特例の基準として、令和2年2月以降の任意の期間1か月以上において、事業等に係る収入が前年同月と比べておおむね20%以上減少していること等が基

準となっていますが、おおむね20%以上の対応をめぐり構成団体により、また個別事情により対応が様々起こり得る可能性は当然あります。この点で情報の共有あるいは税機構として催告や相談の際に市町村との協議などすべきと考えますが、いかがでしょうか。お答えください。

第4に、滞納処分についてです。昨年給付されました一人10万円の特別定額給付金は収入認定されないこととされていますが、持続化給付金など事業収入と見なされる場合に、現金が入金され、それを差し押さえている事例があるのではないかと考えます。事実、そういう事例があるのかどうか明らかにしていただくとともに、税機構としての基本方針はどうなっているのでしょうか。お答えください。

○副議長（中村麻伊子君） 山崎広域連合長。

〔広域連合長山崎善也君登壇〕

○広域連合長（山崎善也君） それでは、私からは光永議員のコロナ禍における当機構の取組への認識と、基本方針の在り方の御質問に答弁申し上げます。

当機構の徴収業務につきましては、設立当時に策定いたしました徴収業務基本方針に基づきまして、納税者の個別事情を正確に把握し、法令に従い事案に即して公平公正な滞納整理を進め、構成団体の税込確保と徴収率の向上を図るとともに、適切な徴収業務を通じて納税秩序の維持向上を目指しているところでございます。コロナ禍の影響で納税が困難になった方に対しても、現時点ではこの基本方針に基づく滞納整理で十分対応できると認識しておりまして、来年度以降も納税者の状況把握とともに、猶予措置の周知にも努め、構成団体と情報共有を図りながら連携を密にし、引き続き適正な業務執行を進めてまいります。

その他の質問につきましては、関係理事者から答弁をさせていただきます。

○副議長（中村麻伊子君） 後安事務局長。

〔事務局長後安剛児君登壇〕

○事務局長（後安剛児君） それでは、私から二つ目の徴収業務の取組状況に関する御質問について答弁申し上げます。

令和2年9月末時点の実績で、現年課税分の移管額が減少しているという点でございますが、そもそも構成団体の現年調定額の合計が昨年同月比でマイナス2.6%ということで全体のパイが少なくなっているということと併せて、徴収猶予の特例適用によりまして移管案件が減少していることが要因と考えております。滞納繰越額の増加につきましては、昨年度に移管を受けました約10億円の高額滞納案件の未収額が、今年度は滞納繰越分となっていることに併せまして、今年度から新たに移管を受けました宇治市の国民健康保険料の滞納繰越分が加算されていることが主な要因と考えております。滞納処分件数の減少につきましては、4月に発出されました緊急事態宣言を受けて、新たな滞納処分を差し控えた時期があったことが要因と考えております。

また、滞納繰越分の収納金額の増加につきましては、今年度から、先ほど申し上げたとおり、新たに宇治市の国民健康保険料の滞納繰越分の移管を受けましたので、その整理が一定進み、収納金額が増加したことが要因と考えております。

次に、移管案件の情報共有などに関する御質問に答弁申し上げます。

機構におきましては、従前から移管前に構成団体において納税相談があった案件につきましては、その内容をシステムでデータ連携することとしておりまして、また税の軽減などに該当する要素を含んだ案件、例えば申請等により減額可能な案件につきましても、その該当要件の資料なども併せて引き継いでいるところでございます。

また、徴収猶予の特例措置につきましては、納税者の申請に基づき各構成団体において適用されるものでございますが、構成団体と十分連携を図り、納税相談などで得た情報を確実に共有し、必要に応じ構成団体の相談支援にも適切に対応するよう、各地方事務所に指示するとともに、構成団体に対してもその旨を周知しているところであります。

さらに、移管案件について機構で催告書を発送する際には、封筒にコロナ禍の影響で納税が困難になった方へ相談を促す注意喚起の文面を記載しているところであります。

また、一方、構成団体で徴収猶予の特例が適用され、一方、滞納案件について減免等不可で引き継がれた場合でございますが、機構におきましては換価の猶予措置というのがございますので、コロナ特例、徴収猶予の特例がきいた同一の方の案件につきましては、でき得る限り換価の猶予で対応することといたしております。

最後に、持続化給付金の差押えに関する御質問に答弁申し上げます。お話にもございました預金債権の滞納処分について、特別定額給付金あるいはひとり親世帯臨時特別給付金は差押禁止になっておりますので、振込直後に差押えが執行されないよう防止するため、金融機関に臨店して、執行前には入出金明細を確認するなどの対応をしてきたところでございます。持続化給付金につきましては課税対象でございますが、差押禁止財産ではございませんので、それぞれの個別の状況を十分確認して対応しているところでございます。処分の執行に当たりましては、入金口座やそれ以外の口座も含めて入出金の状況等、可能な限り把握した上で、給付金の趣旨を損なうことはないか、生活を困窮させ、あるいは事業存続ができなくなる可能性がないかなどについて、慎重に検討を行った上で対応しているところでございます。

以上でございます。

○副議長（中村麻伊子君） 光永敦彦君。

○光永敦彦君 再質問を5点させていただきたいと思っております。

一つは税機構の在り方についてですけれども、連合長の答弁で、去年の夏と同じように基本方針どおりということでも十分対応できるというお話でございました。私はコロナ禍にふさわしい特別の取組が今、必要だというふうにも引き続き考えておりますが、そこで具体的に、例えば1年間徴収猶予された方がおいでかと思っております。その方が来年度の課税の部分について、2年分納税が求められるということが当然起こり得ると思うんですね。そうすると、国ではそのことをどうするのかという論議はされているようではございますけれども、地方税機構としては、もちろん丁寧な相談ということはあるんですけども、やはり生活そのものがどうなるかということなど、2年分の課税がされた場合に一層生活の建て直し、あるいは事業の建て直しなども含めた深刻さというのは出てくるかと思うんですね。したがって、これまで体験したことがないことが起こる可能性があるもので、やはり丁寧な相談だけというよりは、さらに税機構としては、そういうことも含めてどう考えるかということについて、具体的に考えていく必要が、検討する必要があると思うんですね。システムも含めて。これらについては

どう検討されているのか、まず1点目、お聞かせください。

2点目ですけれども、徴収業務に関わってですけれども、その内容については幾つか御説明いただきましたが、現年課税の移管が減少しているということについては、お話がありましたように、特例適用などの影響があるのではないかというお話だったと思います。まさにそういう意味では、構成団体のところで丁寧に対応せざるを得ない事態、対応されている現実があるのではないかと思います。他方で昨年9月時点の開示された情報を見ますと、税機構としては、現年課税分の収納率が8.9%も上がっているんですね。移管額は減っていて、けれども収納率は上がると。滞納繰越は大型案件があったのか分かりませんが、これも収納額が増加するという事になっていきます。全体としては暮らしが大変、事業が大変で特例などを受けている人が多くて移管額が減っている、件数も減っているのに収納率はすごく上がるということと言うと、税機構としてはこのことをどう考えるか、むしろ結果としての徴収強化になっていたりとか、丁寧な相談ができていたのかなどについては、検討する必要があるんじゃないかと思います。その点について、そうした問題をどう考えているか、あるいはどう対応するかについてお答えください。

3点目は、市町村との連携、情報共有です。これは常に質問してきたことですが、やはり特別な取組が必要だということをお聞きしたんですけれども、業務の在り方も含め改めて検討が要るんじゃないかなというふうに思うんですね。一つ目のことにも関わりますけれども、業務の在り方も含めた検討は何か特別にされるのかどうか、これについて具体的にあればお答えください。

4点目は、同一案件について減免されている方、あるいは徴収猶予されている方、特例を受けている方などの同一案件については、換価の猶予があるという話がありました。換価の猶予については、申請による換価の猶予と職権による換価の猶予、それぞれ今年度途中で構いませんけれども、その件数が分かればお聞かせいただくとともに、昨年との比較、これ、特別にやっているということだったら増えているのかなと思うんですけれども、その辺りも事実としてお聞かせください。

5点目は、持続化給付金等の差押えについては差押禁止財産でないということですから、具体的にあるのかなのか、それについては明確な答弁がなかったと思います。そこがあるのかどうか。あるのだったら何件だとか具体的に明らかにしていただきたいというふうに思いますし、同時にそれがもしあるのであれば、事業収入が昨年度に比べ確実に減少している方が持続化給付金を申請されるということは制度上、当然なわけですので、そうすると事業継続自身が危ぶまれるという方になっていきます。差押えすれば余計に。なので、その点の基本的な考え方について改めて明らかにしていただきたいと思います。

以上5点、よろしくお願いたします。

○副議長（中村麻伊子君） 山崎広域連合長。

○広域連合長（山崎善也君） 最初の、取組の基本方針の在り方ということについての再質問ですけれども、繰り返しになりますが、現時点では今の基本方針に基づく滞納整理、コロナ禍の影響はあるものの現時点では対応できるというふうに認識しております。当機構の設立の経緯というものは、税務行政に求められるのは法令に基づく公平・公正な業務執行であ

りまして、当機構において税業務の共同化を行うということは、その実現に有効であるとして構成団体で議会を含め議論をしていただいて、設立に至ったという経緯がございます。感染症あるいは自然災害、デジタル化などによって社会、経済情勢が大きく変化し、それに対応するために当機構の在り方を見直す必要が仮にあるとするならば、まずは構成団体で議会を含めて議論をいただくものと認識しております。当機構としましては、先ほど答弁させていただきましても、今後も納税者の状況把握とともに猶予措置の周知にも努めながら、構成団体と情報共有を図りながら連携を密にして適正な業務執行を引き続き進めるのが使命、役割というふうに認識しております。

そのほかの再質問につきましては、事務局長のほうから答弁をさせます。

○副議長（中村麻伊子君） 後安事務局長。

○事務局長（後安剛児君） 取組状況の9月末現在で確かに移管額が減っております。収納額も減っております。

ただ、移管額の減り方に比べて収納額の減り方が少ないということで収納率が上がっているというところでございますが、ここにつきましては、やはり現年につきまして、これまで機構のほうでは早期に御相談に応じて対応しているというところでございまして、特に徴収を強化したということではなく、一定の今までの丁寧な対応による結果というふうに考えております。

また、先ほどの連合長の答弁でもございましたように、連携につきましては十分図ってまいりたいと考えておりますが、今回につきましては、当機構で今までのように十分連携を図る、また改善が必要なところは改善していくというところでございますが、今現在、昨年10月に税務担当課長会議を開催いたしまして、機構との連携について問題があるときにつきましては御連絡をいただくようお願いをしておりましたが、現時点では各構成団体から特に御要望ございませんので、引き続き現在の状況、連携をしっかり対応してまいりたいというふうに考えております。

換価の猶予につきましては、機構のほうでは、申請の換価の猶予になりますと書類等必要になりますので、できるだけ皆様のお手間を省くということで、そういった方につきましての換価の猶予を職権で行っておりまして、11月末で85件でございます。昨年度の同時期の集計はございませんので、令和元年度につきましては1年間で12件ということで、年度途中でございますが、昨年度よりはるかに上回っているという状況でございます。

それから、持続化給付金につきましては、具体的にそういった形で納税折衝させていただいて、そういったものを含む預金を差し押さえたというような事例はございます。

ただ、大変申し訳ございません。全体で何件というのは把握をいたしておりません。

考え方といたしましては、持続化給付金は昨年度の同月と比較して50%以上の減収が一月あれば申請をし、昨年の確定申告書の写しと減少した月の売上台帳をつけて申請すれば、個人100万、法人200万の持続化給付金の申請ができるというものでございます。ですから、我々といたしましては、それも含めましてやはり全てのその方の資産というものから滞納整理をどうすべきかということを考える必要がございますので、そういった状況イコール持続困難というような形ではなくて、いろんな調査を踏まえまして判断させていただいているとこ

ろでございます。

以上でございます。

○副議長（中村麻伊子君） 光永敦彦君。

○光永敦彦君 今、最後にありました持続化給付金の差押えについては一部あるんじゃないかという話だったと思うんですけども、何件あるかは分からないということだったので、ぜひこれは今年、どうなのかということについては調べて、また後でも結構ですのでどこかの時点で明らかにしていただけたらと要望しておきたいと思います。

それで、基本方針については、もちろん設立当初の申合せということは存じておりますけれども、今日質問でも言いましたとおり、コロナ禍といういわば想定している以上の深刻な事態が起こっていて、それが生活のみならず税の在り方についても大きい影響が出ているから、国レベルでも様々な特例措置などが取られてきていると。

ただ、それによってかえって負担が生じるという方も2年なり、3年なり延期されたら、これどうするのかということも当然起こり得るということだから、そういう意味では想定外の事態が起こっているの、起こる可能性が今後もあるので、ぜひ緊急事態に応じた業務の在り方については、想定をして検討を始めるということが私は必要ではないかなと思います。

もちろん、基本方針をどうこうということに踏み込むかどうかの話までは行かない可能性もあるんですけど、しかし、システムや業務の在り方については、ここまで想定できることがこの議会の中の論議の中でも明らかになっているわけですから、そこは丁寧さだけにとどまらない特別の対応をぜひ検討していただきたいなというふうに思います。

そして、効率化やデジタル化に対応してやってきたんだという話もありましたけれども、しかし、これもやはり異常なコロナ禍という事態の下で、一番大事なのはやはり現場の対応力が非常に大事、つまり構成団体の窓口などでの努力ということが、今も頑張っているかと十分思うんですけども、しかし、そこが落ちていくと、結果として納税者の方に負担とか矛盾というのは出てくると思うんですね。基本方針でありますとおり、地方税機構の役割というのは非常に限定的ではっきりしておるということからすると、やはりそもそも自治体、構成団体の業務自身が弱まるということがあっていいのかということとは当然あると思うんですね。それで結局、人が長岡京市から定数が増えるということも含めて、地方税機構が丁寧な相談にのるための体制だという理由で、現場の職員さんの数が結果として減ることになると、こういう局面の下ではかえって矛盾が現場に広がるんじゃないかなというふうに私は考えています。だから、まず情報共有して滞納処分目標達成ありきでない丁寧な税務行政を税機構もぜひやっていただきたいということとともに、税機構の在り方も本当によく考える必要がある、見直す必要があるんじゃないかなということを指摘して、私の質問を終わりたいと思います。

資料については、また後日どこかの時点でいただければと思います。それは要望に代えさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○副議長（中村麻伊子君） 以上で、一般質問を終結いたします。

○副議長（中村麻伊子君） 次に、日程第7「第1号議案から第3号議案」までの3件を一

括議題といたします。

○副議長（中村麻伊子君） これより議案3件に対する質疑に入ります。通告がありますので、山田千枝子君に発言を許します。山田千枝子君。

○山田千枝子君 向日市選出の山田千枝子です。私は第3号議案の京都地方税機構職員の定数条例一部改正について質疑を行わせていただきます。

本件は税機構の職員さんを1名増員する、そういった議案であり、現在の229名から230名に改定するとのことであり、その理由は先ほども説明が局長からありましたが、構成団体の追加ということで説明されました。この1名増員については、来年度、長岡京市の国民健康保険料の滞納分について機構へ移管が行われるもの、先ほど光永議員も少し触れられたと思うんですが、こういうことで間違いはないのでしょうか。お伺いします。

長岡京市の国民健康保険料の滞納の徴収業務の税機構移管ですが、長岡京市から来ておられます税機構職員さんがおられますが、同じ乙訓地域の向日市にも関わることであるので、お聞きしたいと思います。税の課税と徴収、また国民健康保険の収納業務などは住民に一番近い自治体が行う業務であり、特化した税機構組織で事務的に一方的に行うのではなくて、各市町村で丁寧に住民と向き合って、そして行われるべきであることを私は考えております。そのことを申し上げ、そのもとで質問させていただきます。

国民健康保険は非正規や自営業者や所得の低い加入世帯が非常に多く、保険料が重くのしかかっています。払いたくても払えない方が多いのが現状です。税金の場合は低所得の方などは非課税扱いなので払わなくても済んでおります。だからこそ、国民健康保険料の負担が重くのしかかかって、保険料が払えなくてお医者さんにかかれないことで重症化し、そして命を落としかねません。私が昨年末に相談を受けたのも、市役所の年末の最後の日でした。奥様が手術され多額の医療費を払わなければならず、年末からの医療費が払えないということで、そういったことでした。高額医療費の請求をしようとしても、前年度の国保料を滞納されておられ、そして高額医療費の請求もできない、こういったことでした。市の国保担当者と相談しまして、分割することや医療機関に相談されるなど、ぎりぎりの日に医療の継続ができるようになられました。

向日市では、そういった方々に寄り添い、分納相談が行われております。徴収の場合は徴収の職員証、これをもって夜遅くでも訪問もされておられます。長岡京市でも同様であると聞いております。この1名の増員は自治体から派遣なのか、税機構が採用されるのでしょうか。国保滞納者が市役所と税機構とを行ったり来たりすることがないのでしょうか。先ほどもありましたが、コロナ禍という、そういった事情も発生して、今までどおり自治体、構成団体がやってこられた、長岡京市の国民健康保険料、この滞納相談などの対応が1名の増員でできるのでしょうか。また、税機構に国保料の滞納の町村、ここは全て移管されておりますが、こういった全ての構成団体についても増員しなくていいのでしょうか。税機構に移管されても滞納相談ができるという税機構のシステムに合っているのでしょうか。その根拠を示していただきたいと思っております。

また、税機構との調整の中で国民健康保険証の交付、短期証も含むわけですが、必ずでき

るように配慮する、そういった対応についてきちんと連携できるのでしょうか。保険証が手元がないという、そういった隙間のないようにできるのでしょうか。資格証明書の発行などにならないようにしていただきたいのですが、いかがでしょうか。第1番目の質問をさせていただきます。

○副議長（中村麻伊子君） 後安事務局長。

○事務局長（後安剛児君） それでは、山田議員の御質問に答弁申し上げます。

1名増員は長岡京市の国保料の滞納案件の移管に伴います。これにつきましては、当該構成団体から新たに職員派遣をお願いするものでございます。移管される滞納案件につきましては、増員する1名の職員だけで対応するわけではございませんで、所管する地方事務所はもとより、機構全体でこれまでと同様に、厳正かつ丁寧な滞納整理に努めてまいりますので、構成団体がされておられた滞納整理と同様、あるいはそれ以上の対応をさせていただくというふうに考えております。

また、機構における滞納整理の内容につきましては、徴収支援システムでリアルタイムに構成団体と共有することができるようにしておりますので、短期保険証や被保険者資格証明書の交付が必要な方についての情報につきましても情報を共有しておりますので、適正な対応ができていると思っております。

なお、保険証の発行等の権限につきましては、構成団体側の権限でございますので、そちらのほうで機構との折衝内容など情報を共有して、適切に対応されていると考えております。

以上でございます。

○副議長（中村麻伊子君） 山田千枝子君。

○山田千枝子君 ありがとうございます。それでは、再質問させていただきます。

向日市で令和元年度の国保の加入世帯数とか滞納数を調べてきました。加入世帯数は6,958世帯でした。そのうち884世帯が滞納世帯となっております。12.7%の滞納率です。長岡京市でもほとんど変わらない世帯数に対する滞納率と、そういったことを聞いております。先ほど、今もそうなんです、第1号議案の光永議員への質問で山崎連合長が御答弁されておられましたが、構成団体と共有すること、これは本当に大事だと思います。そしてまた、今の答弁でもそうなんです、この市町村との連携についてリアルタイムでやるということをおっしゃったと思うんですが、こういったリアルタイムの具体化、そして本当に国民健康保険料の滞納処分税の機構への移管、これはコロナ禍のそういったもとであるからこそ、自治体と連携して自治体の判断に委ねること、これも少しそのように答弁していただいておりますが、命と健康を守る立場からきめ細かな連携、これをする具体化についてリアルタイムを含めていかがでしょうか。お伺いいたします。

○副議長（中村麻伊子君） 後安事務局長。

○事務局長（後安剛児君） 構成団体との連携につきましては、国保料に限らず全ての滞納案件につきまして機構の納税、滞納整理の状況を各構成団体と情報共有し、それぞれ適切な業務を執行しているところでございます。

○副議長（中村麻伊子君） 山田議員に申し上げます。会議規則で質疑は同一議案について2回となっております。既に第3号議案についての質疑回数を越えておりますので、次でま

とめていただきますよう、よろしく申し上げます。

山田千枝子君。

○山田千枝子君 それでは、最後にリアルタイムですね。情報共有、それは1か月に何回とか、そしてその都度という場合でしたらたくさんあると思うんですが、そういうふうな回数も含めてどういうリアルタイムがされているのかお伺いいたします。

○副議長（中村麻伊子君） 後安事務局長。

○事務局長（後安剛児君） 御質問については徴収支援システムというシステムで、機構のほうで納税折衝した結果を入力すればすぐに構成団体で見られますので、月に何回というようなことではなく、随時に共有することができるシステムにしております。

以上でございます。

○副議長（中村麻伊子君） 以上で、質疑を終結いたします。

○副議長（中村麻伊子君） 次に、議案3件に対する討論に入ります。通告がありますので、まず、山崎匡君に発言を許します。山崎匡君。

〔山崎匡君登壇〕

○山崎匡君 宇治市議会選出の山崎匡です。ただいま議題となっております第1号議案「令和3年度京都地方税機構一般会計予算」及び第3号議案「京都地方税機構職員定数条例一部改正の件」の反対討論を一括して行わせていただきます。

新型コロナウイルス感染症は、これまでの社会や政治の在り方を大もとから問うものとなりました。経済状況は悪化し、格差と貧困がより一層広がり、生活が本当に大変になっています。課税、徴収についても生活の実態を鑑みて、より一層慎重に丁寧に行うことが求められているという観点に立ち討論を行わせていただきます。

まず、地方税機構の在り方についてです。課税自主権が構成団体にありながら、賦課徴収業務の一部だけを共同で行うということで、本当にいいのでしょうかということがこれまで多くの方から指摘がありました。そして、問題提起もされてきました。税務行政は地方自治体の根幹を成す業務です。国保を含め住民生活に直結していますので、実態に見合った丁寧な課税、徴収事務が必要であります。そうはなっていないということです。これは機構が徴収率向上を一番の目的とし、課税事務と徴収業務しか任務としていないということという本質的なもので表れているということでもあります。

次に、職員に関する問題についてです。第3号議案として、職員定数を1名増やし230名にする条例案が提案されています。これは長岡京市の国民健康保険料の滞納分の徴収が機構に移管されることに伴う定員増であります。新型コロナの影響が拡大する下で、府民の生活を支えるため、税機構の職員、市町村の税務担当者に徴税を含む税務スキルの向上、丁寧な対応がこれまで以上に求められております。本議会でも事務的で一方的な滞納処分、差押えなどが行われていること、突然納付額の大幅引上げを求められるなど、また娘の学費として国から借りた教育ローンを差し押さえられたなどといったことが指摘をされてまいりました。どうやったら生活再建ができるのか親身に相談に乗ってくれた、また関係部署につないでくれたというようなことはなかったというようにお聞きをしています。これは短期間に職

員が入れ替わられること、基本的に納税者への訪問は行われていない、こういったことが原因であります。課税徴収業務の拡大と共同化を進めた結果、市町村に負担金が重くのしかかる一方で、市町村から税務行政のノウハウが失われ、職員の育成も難しく、総合行政を行う自治体の役割の低下という大きな問題が出ています。

新型コロナによる解雇、派遣の雇い止め、事業の休廃業、解散などで市民が生活に困窮し、住居を失う、追い込まれ自死に至るなどの例が大幅に増加をしています。緊急小口資金、総合支援金という生活福祉資金の特例貸付、住居確保給付金の申請も大変多くなっているとお聞きしています。東京商工リサーチの調査では、新型コロナ関連の経営破綻について、昨年2月から今年1月29日までの時点で負債額1,000万円以上のものが全国合計936件、京都府では11件とされています。

また、報道によりますと、1月から8月に休廃業、解散した京都府内の企業、これは速報値ですが、前年同期比の22.2%増の594件に上ったと発表され、2000年の調査開始以後、最多を記録した14年の775件を上回るペースとなっているということです。同時期の企業倒産は159件で、休廃業、解散はその4倍近くに上る。企業の休廃業、解散は近年増加傾向であったが、今年は新型コロナウイルスの影響もあり、事業継続を断念した企業が続出したと見られるという報道がなされています。持続化給付金と家賃支援給付金は申請期間が延長されたとはいえ、2月15日までに終了の見込みとなっています。現在、新型コロナウイルス感染症は第三波、また緊急事態宣言下のもとであり、企業の休廃業、解散はさらに増加するとも言われています。

こういった状況のもとで、新型コロナの感染拡大に伴う納税猶予の特例制度の申請受付が2月1日をもって終了いたしました。府のホームページでは、以降の申請は地方税法第15条第1項に規定する現行の猶予制度により申請していただくとされ、通常の猶予制度となるとされています。8月の本議会で猶予の状況などをお聞きしたところ、6月末時点で構成団体では3,522件、機構で130件、合計3,652件の相談があり、そのうち新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における徴収の猶予制度の特例の適用実績は、構成団体で1,465件、機構で2件、換価の猶予適用が21件、先ほどの御答弁の中でもありました11月末では85件と、昨年度12件に比べ大幅に増加をしています。持続化給付金を含めた資産の差押えもあったことが明らかになりました。コロナによる特例制度は終了しましたが、申請者、適用者などには各市町村と連携をして納付の猶予の申請につながるよう周知も努めていただきたいと思いますし、換価の猶予はもう少ししっかりと、これだけ件数が増えてきている状況も鑑みて、相談をされながら取り組んでいただきたいと思います。

今回、コロナ禍という未曾有の危機的状況の下で、よりきめ細かく府民に寄り添った総合行政の重要性ということが改めて重要になっています。機構の構成団体の市町村の税務職員が住民の生活状況をよく聞くという仕事が今ほど求められている時はありません。身近な自治体で納税者の権利が守られるよう、税の課税や徴収の相談活動を行えるよう、機構の在り方そのものと職員派遣そのものを見直すべき時と申し上げて、反対討論といたします。

御清聴ありがとうございました。

○副議長（中村麻伊子君） 次に、山内実貴子君に発言を許します。山内実貴子君。

〔山内実貴子君登壇〕

○山内実貴子君 宇治田原町議会選出の山内実貴子でございます。本定例会に上程されております「令和3年度京都地方税機構一般会計予算」、「令和2年度京都地方税機構一般会計補正予算（第1号）」、「京都地方税機構職員定数条例一部改正の件」の3件につきまして、賛成の立場で討論いたします。

さて、昨年は新型コロナウイルス感染症の拡大が社会全体に大きな打撃を与え、経済も危機的な状況に陥りました。また、重症者数、死者数ともに増加傾向が顕著であり、医療供給体制も逼迫する中、1月には再び京都府にも緊急事態宣言が発令され、さらに昨日には3月7日までの期間に延長されることになりました。感染予防のため、外出や移動の自粛など徹底した対策を引き続き行っていくことが必要になります。

そのような中、住民の命と健康を守り、また新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた住民の方々への支援をすることが今最も求められております。税業務におきましては、昨年には新型コロナウイルス感染症拡大により経済状況が悪化し、納税が困難となった方への徴収猶予制度の特例が創設されるなどの税制改正がなされ、機構においても構成団体との緊密な連携のもと、適切な対応をいただいているところであります。令和3年度税制改正大綱は、新型コロナウイルス感染症拡大防止と社会経済活動の両立を図り、デフレ脱却と経済再生を確かなものとするを基本的考え方として、地方税においては固定資産税額の据置や自動車税等における特例措置の延長等、納税者の負担軽減を図る内容となっております。自治体の主要財源である税収は、府、市町村の行政運営を支える柱であり、持続可能な自治体運営に、その基盤となる税収を確保することは自治体の責務であり、機構は公平公正な税務行政の一層の推進を図り、構成団体とともにその責任を果たすことが求められております。

また、地方税務手続のデジタル化、標準化は今後ますます進められていくことになり、その点においても機構は牽引力となって、構成団体とともに納税者の利便性向上と業務の効率化を一層推進していただかなければなりません。

本定例会に上程されております第1号及び第2号の予算議案では、機構の業務運営に必要な経費が計上されていること、第3号の条例改正議案は機構の税業務の推進に必要なものであることから適切であると考えております。今後も公平公正な業務の推進に当たり、構成団体との連携を図り、税業務の向上に一層尽力されることを期待いたしまして、私の賛成討論といたします。

ありがとうございます。

○副議長（中村麻伊子君） 以上で討論を終結いたします。

○副議長（中村麻伊子君） これより、議案3件について採決に入ります。

採決は1件ずつ、3回に分けて挙手により行います。

まず、第1号議案「令和3年度京都地方税機構一般会計予算」の採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○副議長（中村麻伊子君） 挙手多数であります。よって、第1号議案は原案どおり可決さ

れました。

次に、第2号議案「令和2年度京都地方税機構一般会計補正予算（第1号）」の採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○副議長（中村麻伊子君） 挙手全員であります。よって、第2号議案は原案どおり可決されました。

次に、第3号議案「京都地方税機構職員定数条例一部改正の件」の採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○副議長（中村麻伊子君） 挙手多数であります。よって、第3号議案は原案どおり可決されました。

○副議長（中村麻伊子君） 以上で、今期定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。これをもって、本日の会議を閉じ、令和3年2月京都地方税機構議会定例会を閉会いたします。

午後3時01分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

京都地方税機構議会副議長 中 村 麻伊子

会議録署名議員 河 原 末 彦

同 中 坊 陽